

特別養護老人ホーム高美園重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 3473600231)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）.....	6
6. 緊急時の対応について.....	7
7. 事故発生時の対応について.....	7
8. 非常災害の対策について.....	7
9. 第三者によるサービス評価の実施状況.....	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高宮美土里福祉会
(2) 法人所在地 広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
(3) 電話番号 0826-57-1586
(4) 代表者氏名 理事長 増元正信
(5) 設立年月 平成3年3月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防短期入所生活介護 事業所番号 3473600231
令和6年4月1日指定
(2) 事業所の目的 居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム高美園
(4) 事業所の所在地 広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
(5) 電話番号 0826-57-1586
(6) 事業所長(管理者)氏名 管理者 岩崎 猛
(7) 当事業所の運営方針 地域の福祉拠点地域として、高齢者が安心して生活できる介護支援サービスを提供します。
(8) 開設年月 平成18年4月1日
(9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	8時30分～17時30分

- (10) 利用定員 84人(介護給付サービス定員を含む)
(11) 通常の送迎実施地域 安芸高田市
(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋または2人部屋ですが、個室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	14室	
2人部屋	1室	
4人部屋	17室	
合計	32室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必
置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者
に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況に
より施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する
場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職
員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、特別養護老人ホームと兼務し指定基準を遵守しています。(介護
福祉施設と共通)

職種	配置人数	勤務区分
1. 管理者	1名	常勤
2. 介護職員	30名以上	常勤換算
3. 生活相談員	2名以上	常勤
4. 看護職員	3名以上	常勤換算
5. 機能訓練指導員*1	1名以上	兼務
6. 介護支援専門員*2	1名	兼務
7. 医師	1名	非常勤
8. 栄養士又は管理栄養士	1名	常勤

*1 機能訓練指導員は看護師を兼務しています。

*2 介護支援専門員は栄養士が兼務しています

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員 (介護福祉施設と共通)	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 6：30～ 8：30 4名 日中： 8：30～19：30 11名 夜間： 19：30～翌朝6：30 3名
2. 看護職員 (介護福祉施設と共通)	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 2名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下の食費、滞在費を除くサービス利用料金につきましては、通常は介護保険負担割合証に記載されている自己負担割合分を除いた金額が、介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。なお、酒類は提供しません。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・（食事時間） 朝食：7:30～8:00 昼食：12:00～12:30 夕食：17:00～18:30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の送迎実施地域（安芸高田市）外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ご契約者個人の状態に合わせた生活のリズムが送れるように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金と滞在費、食費

の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

■ 短期入所生活介護サービス費等 (保険対象)

	要介護区分	利用料日額 (単位:円)			備考	
		1割負担	2割負担	3割負担		
介護予防 短期入所生活介護 サービス費	要支援1	451	902	1,353		
	要支援2	561	1,122	1,683		
サービス提供体制強化加算II	共通	18	36	54		
送迎加算 (片道)	共通	184	368	552		送迎実施日のみ
介護職員等処遇改善加算 (I)	共通	ご契約者ごとに対象となる上記金額の合計額に14.0%を乗じた金額				

※連続利用31日目の介護サービス費につきましては、全額自己負担となります。

■ 食費・滞在費

	区分	日 額		
		食 費	滞 在 費	
			多 床 室	従 来 型 個 室
介護保険 負担限度 額認定対 象者	利用者負担 第1段階	300円	0円	380円
	利用者負担 第2段階	600円	430円	480円
	利用者負担 第3段階①	1,000円	430円	880円
	利用者負担 第3段階②	1,300円	430円	880円
利用者負担額実費		1,445円	915円	1,231円

※食費の内訳は、朝食 385円・昼食 550円・夕食 510円です。

※世帯全員が市町村民税非課税者の方や生活保護を受けておられる方のうち、各市町に申請し該当となられた方は、ショートステイの食費・滞在費の負担が軽減されます。

2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 特別な食事

○ご契約者のご希望に基づいて提供した特別な食事（利用料金は、食事の提供に要した費用の実費）

○施設内での飲酒及び酒類の持ち込みはできません。

②理 髪

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金： 1回あたり2,000円（理容師へ直接お支払いただきます。）

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金： 材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金： 1枚につき10円

⑤送迎実施地域外への送迎に関わる交通費

通常送迎実施地域（安芸高田市）外からのご利用につきましては、送迎加算に加え、距離に応じた交通費、その他要した費用の実費をご負担いただきます。

利用料金： 送迎実施地域を超えたところより、1kmにつき35円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用

を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

社会福祉法82条の規定により、当法人の提供するサービスについてのご契約者からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

(1) 苦情受付窓口の設置

連絡先	電話 0826-57-1586 FAX 0826-57-0267		
担当者	苦情解決責任者	岩崎 猛	施設長
	苦情受付担当者	今井啓次	第一施設部長
受付時間	8:30～17:30	左記以外の時間においても事業所担当者において受付します。	

苦情を受け付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入します。

(2) 苦情解決の方法

① 苦情原因の把握

ご契約者から受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得ます。必要に応じて、第三者委員へ報告します。

第三者委員

氏名	社会的立場（公職）	連絡先
北 森 智 視	安芸高田市福祉保健部保険医療課長	安芸高田市福祉保健部保険医療課 0826-42-5618
加古山 紀美恵	安芸高田市民生委員児童委員	0826-57-1216
佐々木 良 三	安芸高田市民生委員児童委員	0826-54-0752

② 検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行います。

③改善の実施

苦情申出人に対し、対応策を説明して同意を得るように努めます。改善を速やかに実施して、改善状況を確認します。

④解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、国民健康保険団体連合会への連絡も検討します。

⑤広島県社会福祉協議会、広島県国民健康保険団体連合会、市町村の紹介

本事業所で解決できない苦情は社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、市町村などに申し立てることができます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

安芸高田市福祉保健部 保険医療課	所在地：安芸高田市吉田町吉田791 電話番号：(0826) - 42 - 5618 FAX：(0826) - 42 - 2130 受付時間：9:00～17:00
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：広島市南区比治山本町12-2 電話番号：082-254-3419 FAX：082-569-6161 受付時間：8:30～17:00(土・日・祝日は除く)
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課 介 護第二係	所在地：広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号：082-554-0783 FAX：082-511-9126 受付時間：8:30～17:15(土・日・祝日は除く)

6. 緊急時の対応について

サービス提供時にご契約者の病状が急変した場合や緊急を要する場合は、かかりつけ医や協力医療機関と連携を取りながら適切な対応を行うとともに、ご契約者のご家族に連絡・報告等を行います。また、必要に応じて関係機関に対して報告等を行います。

7. 事故発生時の対応について

サービス提供時にご契約者に事故が発生した場合は、ご契約者のご家族やご契約者に係る居宅介護支援事業所に対して連絡・報告等を行います。また、必要に応じて市町村への報告等を行います。

8. 非常災害の対策について

非常時の対応	別途に定める非常災害対策計画書及び消防計画書に添って対応を行います。
避難訓練	別途に定める消防計画書に添って 年4回 夜間及び昼間を想定した避難訓練を行っています。ご利用者の方も参加して実施しています。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・防火扉・シャッター・屋内消火栓・消火器・非常通報装置・非常用電源あり。カーテン等は、防災のものを使用しています。
消防計画等	安芸高田市消防本部へ届け出しています。

9. 第三者によるサービス評価の実施状況

当事業所につきましては、第三者によるサービス内容の評価は行っておりません。

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護事業所 高美園短期入所生活介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

利用者ご家族住所

氏 名

※この重要事項説明書は、関係法令に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(令和6月11月改正)

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 3, 947. 22㎡

(3) 事業所の周辺環境

日当たり良好、交通の便 中国自動車道高田インターチェンジ東側300m、
中国自動車道高速バス 美土里バス停より徒歩20分

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

常勤換算で30名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名以上の生活指導員を配置しています。

看護職員…………主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

常勤換算で3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…………ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

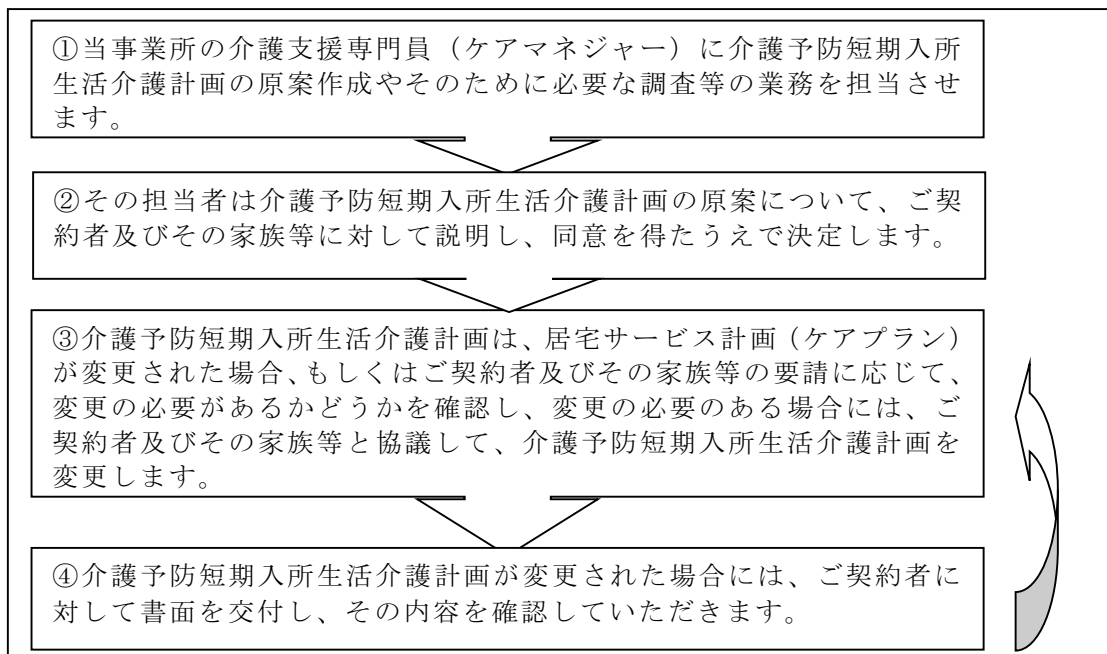
看護職員が兼務をしております。

医師…………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

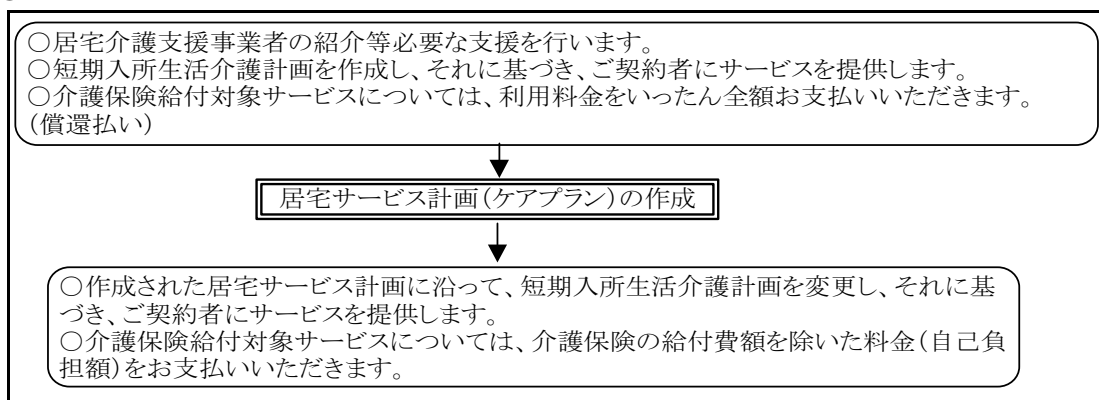
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

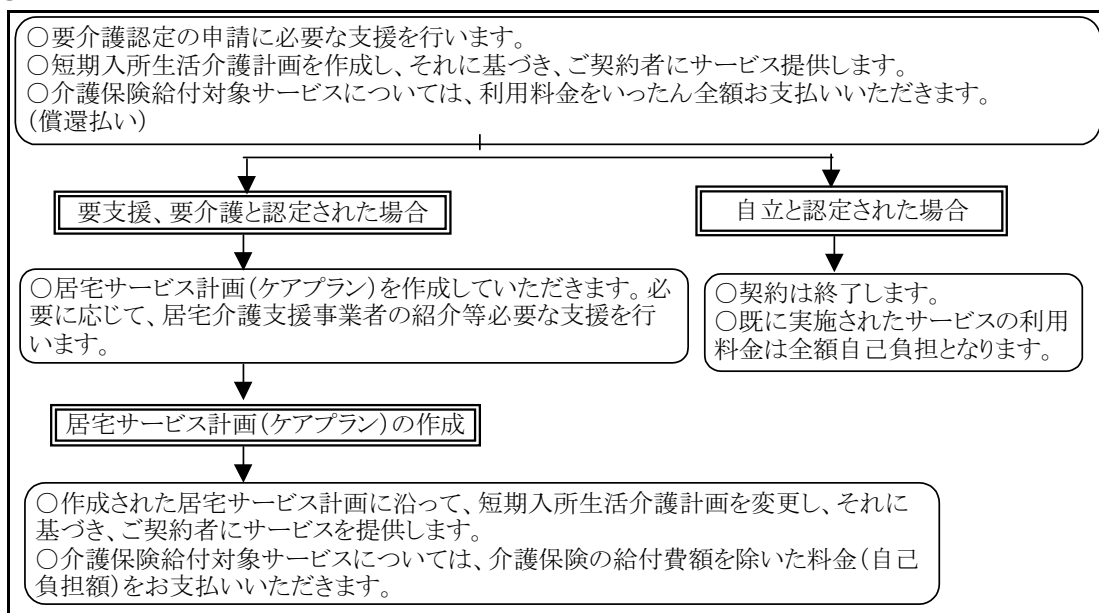


(2) ご契約者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合



②要支援認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合

その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、他利用者の快適性、安全性を害するものは原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	佐々部診療所
所在地	安芸高田市高宮町佐々部938-17
診療科	内科
医療機関の名称	津田医院
所在地	安芸高田市美土里町本郷 1781-9
診療科	内科
医療機関の名称	J A 吉田総合病院
所在地	安芸高田市吉田町吉田 3666
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・精神神経科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・脳神経外科・婦人科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	みどりファミリー歯科
所在地	安芸高田市美土里町本郷 1781-10

6. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要支援認定または要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要介護状態と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に |
|--|

なった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。